

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	駐車場法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省都市局街路交通施設課	電話番号: 03-5253-8415 e-mail: gairokikakuhousei@mlit.go.jp
評価実施時期	平成28年6月2日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>駐車場法施行令第12条においては、建築物である路外駐車場に設置すべき換気装置の基準が規定されているところ。今般、自動車の環境性能の向上や次世代自動車の普及等に伴い、同基準について、規制の緩和・合理化を図る必要がある。</p> <p>具体的には、要求される換気量を現行の半分程度のレベルに緩和するとともに、駐車場容積ではなく床面積を単位として原単位を設定する方法に改める。【規制の緩和】</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	駐車場法施行令第12条(換気装置)
想定される代替案	本規制の緩和は、路外駐車場の換気基準に関する検討委員会における見直しの方向性を踏まえた必要最小限の規制となるため、代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	特になし
	(行政費用)	特になし
	(その他の社会的費用)	特になし
規制の便益	便益の要素	
	<p>建築物である路外駐車場の換気装置の設置及び運用に係るコストが低減され、また建築物である路外駐車場における空気環境は引き続き良好に保たれる。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	規制の費用は特段発生せず、建築物である路外駐車場の換気装置及び運用に係るコストの低減が図られる。	
有識者の見解その他関連事項	【路外駐車場の換気基準に関する見直しの方向性(平成27年12月8日路外駐車場の換気基準に関する検討委員会とりまとめ)(抄)】 要求される換気量を現行の半分程度のレベルに緩和 等	
レビューを行う時期又は条件	平成32年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。	
備考	今回の改正は、自動車の環境性能の向上や次世代自動車の普及等に伴い、現状を踏まえた規制の緩和・合理化を行うものであり、有効なものである。	